

○新潟県中東福祉事務組合技能労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例
平成 24 年 11 月 9 日組合条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新潟県中東福祉事務組合技能労務職の職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市技能労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 44 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。